

県内中小企業の職場環境づくりを応援します！

千葉県では、働き方改革の推進やテレワーク導入に取り組む県内中小企業を支援するため、希望する企業等に働きやすい環境づくりアドバイザーを派遣します。

令和7年4月からの改正育児・介護休業法の施行に向けた環境整備などについても、アドバイザーがサポートを行います。ぜひご活用ください。

■募集期間：令和7年1月31日（金曜日）まで

■支援対象：県内に事業所を有する中小企業者等

■支援内容：①働き方改革の推進

働き方改革の推進に取り組む企業にアドバイザーを派遣し、現状分析や課題整理、取組提案、就業規則の改正などの支援を行います。（派遣回数：1社当たり最大5回まで）

②テレワーク導入支援

新たにテレワーク導入を希望する、もしくは、導入後に課題が生じている企業にアドバイザーを派遣し、テレワークの社内試行や適切な労務管理の実施に向けた支援を行います。（派遣回数：1社当たり最大5回まで、機器等の貸出あり）

※テレワークには、在宅などでの勤務だけでなく、タブレット端末やスマートフォン等のモバイル機器を利用し、出張先の現場などで業務を行う形態も含まれます。

■支援企業：①30社程度 ②15社程度 ※両支援の併用はできません。

■利用料金：無料

■申込方法：多様な働き方推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）へお申込みください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/press/2024/r6hatarakikata.html>

【お問い合わせ先】

多様な働き方推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp



日本学生支援機構

「企業の奨学金返還支援（代理返還）制度」

【制度の概要】

独立行政法人日本学生支援機構は、企業が従業員に対して実施している、同機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）の返還額の一部または全部を支援する取組について、企業から同機構への直接送金を受け付ける制度を実施しています。

本制度を活用することで、若者の経済的負担の軽減や、企業の人材確保につながることを期待されます。

【本制度によるメリット】

○企業は、代理返還（直接送金）分を給与として損金算入でき、法人税の減額が見込まれます。

○従業員は、支援を受けた額の所得税が非課税となる場合があります。

○機構のホームページに企業名や返還支援要件等の情報を掲載でき、学生等にPRできます。（実施企業の情報は、千葉県のホームページにも掲載いたします）

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課 若年者雇用推進班

電話：043-223-2745

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/wakamono/syogakukin-henkan2021.html>

